

令和5年度液石法に基づく立入検査結果について

令和5年度において、中部近畿産業保安監督部近畿支部所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(以下「法」という。)に基づき実施した立入検査の結果について、お知らせします。

記

1. 立入検査実施件数 14事業者 14事業所

2. 立入検査結果

- (1) 嚴重注意 立入検査において、重大な法令違反等が確認された事業者については、中部近畿産業保安監督部近畿支部長名による行政指導(嚴重注意文書の交付)を行うこととしている。
令和5年度は、該当なし。
- (2) 改善指示 立入検査において、法令に抵触する事案が認められ、改善の必要があると判断した事業者に対しては、保安課長名による改善指示を行うこととしている。
令和5年度は、2件に対して改善指示を行った。

【改善指示内容】

	改善指示内容	根拠条文	件数
1	過去に液化石油ガスの漏えいに係る事故が複数件発生しているにもかかわらず、事故届の提出が行われていない。	高圧ガス保安法第63条第1項	1
2	保安業務資格者について、事業所内に第二種販売主任者免状又は液化石油ガス設備士の免状の交付を受けた者がいないため、認定要件を満たすよう速やかに改善すること。	法第31条第1号、施行規則第31条第1号、保安業務告示第2条第4号	1

(3) 口頭指導

立入検査において、改善が望ましいと判断した事項については、口頭による指導を行うこととしている。
主な口頭指導の概要は、以下のとおりである。

	口頭指導の内容
1	帳簿の記載については、対応した者の「氏名」を書くことが省令第131条第2項の表に記載されているので、適切に対応すること。(例:周知の記録など)
2	保安業務実施状況報告の提出が遅いので、省令第132条に基づき毎事業年度経過後三月以内に報告すること。
3	消費者(移動店舗、キッチンカー)に対する質量販売において、消費者が30分ルールの適用範囲内で使用しているか、又は緊急時の措置を自らが行うことができる者であるかどうか販売店は適切に把握して販売すること。
4	3号業務・4号業務において、一般消費者宅を訪問して不在だった場合における記録を残していないものがあるので、適切に残すこと。
5	保安業務の委託先からの消費設備に関する点検結果を適切に評価するとともに、技術基準違反の恐れのあるものは当該消費者に対して技術基準に適合させるよう指導すること。
6	6号業務において、対応した結果を適切に記録すること。
7	ガス漏れ警報器の設置が義務づけられている施設又は建築物において、未設置となっているものについては、一般消費者に対して設置するよう指導(パンフレットによる周知等)を行うこと。